

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づきフレキシブルディスクの記録の方式等を定める件

(平成11年3月29日科学技術庁告示第1号)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。)第42条第1項及び別記様式第24備考3の規定に基づき、書類に代えて提出することができるフレキシブルディスクの記録の方式等を次のように定める。

一 「コード番号」は、許可(承認、届出)番号、次項に規定するフォーマット番号及び当該提出の年月日(西暦紀元により年月日の順に連続して記載すること。例えば、1999年1月1日は「19990101」と記載する。)を「
」のように記載する。

二 「フォーマット番号」とは、次の表の左欄に掲げる規定に基づく提出に対する同表の右欄に掲げる番号をいう。

規則第10条第3項	070
規則第10条の2	072
規則第31条第1項	160
規則第32条第2項	170
規則第39条第3項	214

三 提出するフレキシブルディスクは、次の各号に該当するものでなければならない。

1 工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジであって日本工業規格X6225に規定するトラックフォーマットがされているものであること。

2 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X0605に規定する方式であること。

四 日本工業規格X6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

1 工場若しくは事業所、販売所、賃貸事業所又は廃棄事業所の名称及び所在地

2 コード番号

五 第三項に規定するフレキシブルディスクへの記録は、科学技術庁のインターネットホームページ(<http://www.sta.go.jp/>)に掲げる提出用FD作成プログラムを用いてすること。